

海面漁業生産統計調査
審査メモで示された論点に対する回答

農林水産省大臣官房統計部
生産流通消費統計課

I 今回申請された変更内容

(1) 調査事項の変更 (変更内容)

- ① 「操業水域」を行政記録情報で把握（漁業調査票（機関・経営体用））

(論点)

- これまで漁業調査票（機関・経営体用）においては、操業水域別に、漁業種類別・魚種別の漁獲量の回答を求めています。
- しかし、今回の変更で「操業水域」が削除されることにより、報告者は、漁業種類が同じであれば、操業水域に関係なく（世界中どこの海で採れたものであっても）、調査票の同じ列で一括して記入することになります。
- 今後も操業水域別の集計を行うに当たり、操業水域に関係なく記入されている調査票データを、どのようにして操業水域別に分解するのでしょうか。

(回答)

調査項目のうち「操業水域」については、行政記録情報（大臣許可漁業の漁獲成績報告書等）を活用して把握することができることから、今回この調査項目の把握を取りやめますが、操業水域別の漁獲量は従前と同様に公表することとしています。

なお、行政記録情報を活用した集計の手順は、以下のとおりです。

1. 大臣許可漁業の漁獲成績報告書等の内容

大臣許可漁業の漁獲成績報告書等（以下「大臣漁績報告」と略します。）は、漁業法に基づく大臣許可を受けた者が、船舶ごとに、漁業成績の実績等を農林水産大臣に報告するものです。

大臣漁績報告で求めている項目については、次ページの表1「遠洋底びき網漁業」に一例を挙げていますが、許可を受けた者や船舶の情報のほか、操業位置、漁業の方法、操業日数、魚種別漁獲量などの報告を求めるものとなっています。（別添1「大臣漁績報告の活用箇所事例」参照。）

表 1 大臣漁績報告の項目一覧（例：遠洋底びき網漁業）

番号	項目名	記載内容	記載例	活用状況												
1	報告書名	漁獲成績報告書の名称	遠洋底びき網漁業に係る漁獲成績報告書	漁業種類（調査項目）の特定に活用												
2	住所（個人）又は主たる事務所の所在地（法人）	遠洋底びき網漁業許可証（以下「許可証」という。）に記載された住所	〇〇県〇〇町〇番〇号	名簿整備・審査等に活用												
3	氏名（個人）又は名称（法人）	許可証に記載された氏名又は名称	（株）〇〇水産													
4	許可番号	許可番号	0000000													
5	船舶名	許可船舶の船名	〇〇丸													
6	総トン数	許可船舶の総トン数	〇トン													
7	漁船登録番号	許可船舶の漁船原簿謄本に記載された漁船登録番号	0000000													
8	漁ろうを指揮監督する者	漁ろう長等の洋上における漁ろう活動の責任者の氏名	氏名													
9	乗組組員数	当該月において、洋上における漁ろう活動に従事した人数	〇人													
10	報告年月日	漁獲成績報告書を報告する年月日	〇年〇月〇日													
11	報告対象期間	出航した年月日及び港名、入港した年月日及び港名	出航：〇年〇月〇日 〇〇漁港 入港：〇年〇月〇日 〇〇漁港	名簿整備・審査等に活用												
12	報告書取扱責任者	漁業者本人又は報告書の入力内容に責任を持つ者の氏名	氏名													
13	操業区域	許可証に記載された操業区域等	—	操業水域（調査項目）は、17の「操業位置（緯度・経度）」を活用している。												
14	漁業の方法	1 そうびきにおいては「かけまわし」又は「オッタートロール」（遠洋底びき網漁業や沖合底びき網漁業等で使用される漁法）	オッタートロール	名簿整備・審査等に活用 ※漁業種類区分に横断的かつ詳細な漁法（漁具等）が記載される（本項目情報で漁業種類の特定はできない。）												
15	操業日数	当該月において、「実際に操業した日」の日数の合計	〇日	名簿整備・審査等に活用												
16	操業月日	操業を行った月日	〇月〇日													
17	操業位置 緯度・経度	の操業月日のうち、ひき網回数の最も多い漁区の緯度・経度	<table><tr><td colspan="2">緯度</td><td colspan="2">経度</td></tr><tr><td>度分</td><td>NSの別</td><td>度分</td><td>EWの別</td></tr><tr><td>3512</td><td>N</td><td>17125</td><td>E</td></tr></table>	緯度		経度		度分	NSの別	度分	EWの別	3512	N	17125	E	操業水域（調査項目）として活用
緯度		経度														
度分	NSの別	度分	EWの別													
3512	N	17125	E													
18	主たる対象魚種	漁獲を狙った主な対象魚種	キンメダイ													
19	水深	その操業日のうち、最も操業が多い水深	〇メートル													
20	ひき網回数・時間	実際に投網した回数	〇回													
21	魚種別漁獲量（kg）	報告する月の間に漁獲のあった魚種	キンメダイ〇kg、ニシン〇kg、サメ類〇kg など	魚種別漁獲量（調査項目）として活用												
22	漁獲量計（kg）	自動計算により21の魚種別漁獲量の魚種合計値	魚種合計〇kg	名簿整備・審査等に活用												
23	陸揚月日	当該漁獲物を陸揚げした月日	〇月〇日													
24	陸揚港	陸揚げした陸揚港名	〇〇漁港													
25	備考	特記事項		名簿整備・審査等に活用												

※赤枠（緑色網掛け）は調査項目として活用、青色網掛けは名簿整備・審査等に活用

2. 大臣漁績報告の活用状況

大臣漁績報告の報告項目の本調査への利活用についても、表 1 に記載しておりますが、「漁業種類」「操業位置（緯度・経度）」「魚種別漁獲量」が、本調査で把握する情報に活用できるほか、それ以外の情報（許可を受けた者や船舶の情報、操業日、陸揚日等の項目）は名簿整備や調査対象期間の確認等の審査に活用しています。

3. 本調査の「操業水域」を削除した理由

- (1) 操業水域別の漁獲量については、調査票作成時に区分して報告するのは非常に煩雑であることから、調査対象より非常に負担であるとの声が多く、未回答もみられるため、農林水産省において大臣漁績報告を活用して、補完・区分していたところでした。

具体的には、調査票作成時には、報告者又は調査員が、船ごとに操業した緯度・経度を、「操業水域（FAO の世界水域区分）」に当てはめて、置き換え作業をした上で、操業水域別の回答を作成する必要があります。しかし、この当てはめ作業が、調査票作成時における大きな負担として、かねてから課題になっていました。

- (2) そうした中、大臣漁績報告の情報についての電子化が進み、より活用しやすくなりました。

また、日本近海を含む「太平洋北西部」以外の操業水域については、全て大臣許可漁業のみであることから（逆に言えば、大臣許可漁業以外の漁業が混在する操業水域は「太平洋北西部」と特定できます。）、報告負担の軽減の観点から、「操業水域」を調査事項から削除し、大臣漁績報告の情報を活用することにしました。

4. 操業水域別集計の手順

今回の変更により操業水域の調査項目を削除した場合であっても、従来どおり農林水産省において操業水域別の調査結果を公表することとしており、その手順は、以下のとおりです。

【手順 1】

まず、農林水産省において、大臣漁績報告から得られる操業位置（緯度・経度）の情報をを用いて、FAO の定める「水域区分」を特定し、大臣許可漁業についての漁獲量を操業水域区分別に集計します。

遠洋底びき

農林水産大臣 殿

許可番号	
船舶名	
総トン数	

住所（備人） 又は 主たる事務所の所在地 （人）	
（人）又は （人）	
登録番号	
監督する者	
員数	

漁獲成績報告書では作業区域別に漁獲量を把握しているため、漁獲量を水域別に区分可能

作業		作業位置				主たる対象魚種	水深(m)	ひき網		魚													
		緯度		経度				回数	時間														
月	日	度分	NSの別	度分	EWの別																		
			N・S		E・W																		
			N・S		E・W																		
			N・S		E・W																		
			N・S		E・W																		
			N・S		E・W																		

【手順2】

水揚機関及び経営体から提出された調査票に、大臣許可漁業によるものが含まれている場合は、農林水産省が本調査の一環として水揚機関から提供又は閲覧を受ける漁獲成績若しくは事業成績に関するデータにより、大臣許可漁業に該当する漁獲量を除外します。

※ 大臣許可漁業以外の漁獲量については、すべて沿岸漁業で水域区分は「太平洋北西部」となります。

【水揚機関等が保有するデータ（イメージ）】

水揚日	漁船名称	経営体名称	市場での漁業種類名	市場での魚種名	水揚量(kg)
10	〇〇丸1	〇〇経営体1	大目流網	めじ	1000
10	〇〇丸1	〇〇経営体1	大目流網	吉切	20000
10	〇〇丸1	〇〇経営体1	大目流網	毛鹿さめ	4000
30	〇〇丸2	〇〇経営体2	大目流網	まか	2000
30	〇〇丸2	〇〇経営体2	大目流網	毛鹿さめ	6000
28	〇〇丸3	〇〇経営体2	小船延縄〔鰯〕	油さめ	2
28	〇〇丸3	〇〇経営体2	小船延縄〔鰯〕	真なら	
28	〇〇丸3	〇〇経営体2	小船延縄〔鰯〕		
12	〇〇丸4	〇〇経営体4	沖合底引き網		
25	〇〇丸4	〇〇経営体4	沖合底引き網		
11	〇〇丸5	〇〇経営体5	曳釣		
11	〇〇丸5	〇〇経営体5	曳釣		
11	〇〇丸11	〇〇経営体11	曳釣		
12	〇〇経営1	〇〇経営体6	固定式刺網(建網)		

【大臣許可漁業の許可船名簿（例）】

許可番号	船名	氏名又は名称	住所
9999	〇〇丸1	〇〇経営体1	〇〇県〇〇町0番0号
8888	〇〇丸15	〇〇経営体15	▼▼県▼▼市0番0号

水揚機関の保有する詳細データ（日々の漁船別の水揚記録など）及び大臣許可漁業の「許可船名簿」により、大臣許可漁業による漁獲であることを特定することができる。（名簿整備等により把握済み）

漁船名称：〇〇丸1
経営体名称：〇〇経営体

【手順3】

最後に、農林水産省において、以下の①～③を合計し、操業水域別集計とします。

- ① 手順1で集計した水域区分別の大臣許可漁業の漁獲量
- ② 手順2により大臣許可漁業の漁獲量を除いた水揚機関・経営体調査の調査票データ
- ③ 一括調査票により把握した漁獲量（沿岸漁業の漁獲量⇒操業水域としては「太平洋北西部」になります。）

水域別統計の完成

<① 大臣許可漁業
(漁獲成績報告書)>
「太平洋北西部」
に区分する漁獲量

<① 大臣許可漁業（漁獲成績報告書）>
「太平洋北西部」以外に区分する漁獲量
(インド洋東部、太平洋南東部 等)

<② ③ 調査票情報>
「太平洋北西部」
に区分する漁獲量

これを表にすると、以下のとおりです（水域別の集計表については、別添2「水域別漁業種類別生産量」参照）。

	太平洋北西部	太平洋北西部以外
大臣漁績報告のデータ	①	①
調査票のデータ	②③	—

(変更内容)

- ② 漁業調査票（機関・経営体用）の報告者のうち、経営体（大臣許可漁業のみを行う者に限る。）について、原則報告を不要にする

(論点)

- 今回の変更により、大臣許可漁業のみを行う経営体については、原則として報告不要とすることとされていますが、このほかに、以下のような形で、更なる負担軽減を図る余地があるのではないのでしょうか。
- 1 水揚機関については、これまでも操業水域別に回答がなされています。
一方、世界の操業水域のうち、日本近海を含む「太平洋北西部」以外の水域における漁業（いわゆる遠洋における漁業）は、全て大臣許可漁業であるとの説明を受けています。
大臣許可漁業については、必要とされるデータが基本的に電子化され、活用可能とすることを踏まえると、水揚機関に対して、「操業水域が太平洋北西部であるもののみ回答してください。」と指示することで、報告負担を軽減することができるのではないのでしょうか。
- 2 経営体調査については、経営体が自らの活動状況について回答するものであることを踏まえると、許可別の情報の区分は容易であり、大臣許可漁業以外の漁業を行っている経営体に対して、「大臣許可漁業に係る分を除いて回答してください。」と指示することで、報告負担を軽減することができるのではないのでしょうか。

(回答)

- 1 論点の1については、水揚機関において把握する所属漁船の漁獲量を操業水域別に区分することは非常に煩雑であり、太平洋北西部であるもののみ区分して回答を求めることについても、結局、報告者側に水域の区分作業を残すこととなり調査事項から操業水域を削除する本来の目的である報告負担の軽減にならないと考えております。
- 2 論点の2については、当該経営体が大臣許可漁業に係る漁業種類の漁獲量のみを除外する作業が容易で、調査対象からご理解が得られ、調査対象の負担軽減につながる場合はご指摘のとおり「大臣許可漁業に係る分を除いて回答してください。」と指示することとします。
しかしながら、調査対象においては、漁場環境等も踏まえ、例えば年によって複数漁業を営む調査対象など活動内容や許可区分が変動する場合があります。

そうした中で、大臣許可のみ除いて回答を求めようとすると、調査対象に対して、毎年、記入範囲の漁業種類区分を確認する負担を求めることになり、その結果として、記入漏れも生じ得ます。

このため、報告負担のみならず記入漏れを防ぐ観点からも、一律に該当漁業種類（大臣許可漁業）による漁獲量を除外するといった作業を求めることは適当でないと考えています。

（２）調査票の審査・集計時に活用が想定される行政記録情報の追記

（変更内容）

「内水面漁業の振興に関する法律」に基づく農林水産大臣に対する陸上養殖業に係る実績報告等を、審査・集計の際に活用できるものとして、調査計画に追記

（論点）

- 1 法に基づく実績報告の情報を審査に用いるとのことですが、具体的に、どのように活用することが想定されていますか。
- 2 現在の海面養殖業調査において把握されていない海水陸上養殖業（内陸市町村で行われるもの）の把握について、今後、どのような見通しを有していますか。

（回答）

- 1 陸上養殖届出制度に基づく実績報告書には、養殖事業者の住所、氏名、主たる養殖場の所在地、養殖魚種名、各養殖魚種の出荷量などが記載されています。具体的な報告事項、調査への活用可能な項目は以下のとおり。

【届出養殖業の実績報告書：例】

別記様式 5

農林水産大臣 殿

届出養殖業の実績報告書

養殖場ごとに報

住所	〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕	報告年月日	年 月 日
氏名	〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕	報告対象期間	○年4月1日 から ○年3月31日 まで
主たる養殖場の所在地		報告書取扱責任者	
養殖場の届出番号	— —	電話番号	() —

名簿整備（調査票と名簿情報の突合）等に活用

1. 養殖の用に供した種苗の種類別の量

魚種名（標準和名）			
前年度に導入した種苗（受精卵を含む）の量及び尾数	0歳		kg
			尾
	1歳		kg
			尾
	2歳		kg
			尾
			kg

2. 養殖の実績

魚種名（標準和名）				
前年度末（3月31日）時点在庫数量（kg）	0歳		kg	kg
	1歳			
	2歳			
	...			
	合計			

養殖魚種名
：調査項目に活用可能

前年度出荷数量（kg）	4月		kg		kg
	5月		kg		kg
	6月		kg		kg
	7月		kg		kg
	8月		kg		kg
	9月		kg		kg
	10月		kg		kg
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	3月				
	合計				

養殖魚種別収穫量
：年次（1～12月分）に組替を行い、調査項目（収穫量）に活用可能

前年度出荷金額（千円）	4月		千円		千円
	5月		千円		千円
	6月		千円		千円
	7月		千円		千円
	8月		千円		千円
	9月		千円		千円
	10月		千円		千円
	11月		千円		千円
	12月		千円		千円
	1月		千円		千円
	2月		千円		千円
	3月		千円		千円
	合計	0	千円	0	千円

前年度～い死数量（kg）	0歳		kg		kg
	1歳		kg		kg
	2歳		kg		kg
	...		kg		kg
	合計	0	kg	0	kg

- 2 届出制度による実績報告が本年度からであるため、具体的な活用は次年度以降からと考えていますが、例えば、回答が得られなかった場合に調査補完として活用していく予定です。
- 3 沿海市町村以外の陸上養殖収獲量（現在の海面養殖業調査において把握されていない海水陸上養殖業（内陸市町村で行われるもの））と本統計調査結果を合わせ、我が国の海面養殖業生産量として一体的に把握することが必要となった場合には、行政記録情報の保有元から了解が得られることが前提とはなりますが、参考値等として公表することを検討します。

(3) 調査の実施期間の変更

(変更内容)

調査の実施期間を、「調査対象年の翌年 1 月～3 月」から「調査対象年 12 月～翌年 3 月」に拡大

(論点)

特になし

(4) かき類・のり類の養殖業に係る調査周期等の変更

(変更内容)

- ① 半期ごとに回答を求めていたものを、暦年分に係る年 1 回の回答に変更
(これに合わせ、調査時期を、前記(3)同様、調査対象年 12 月～翌 3 月に変更)
- ② ①に伴い、集計事項を見直し

(論点)

《①関連》

- 半期ごとに回答負担が分散していたものを集約することですが、調査票はこれまでと同じものを使い、一括して提出を求めるとしています。1 月～6 月分の調査票について、7 月～12 月分を提出するときまで調査票を作成するための資料を保管する手間など、逆に、報告者の負担増になるのではないのでしょうか。

(回答)

- 1 報告者においては、調査票の提出時期まで資料を保管して頂くこととなりますが、調査員への対応回数や郵送の回数が減ることによる負担軽減の効果の方が大きいと考えています。
- 2 また、調査員（調査事務担当含む）においても、調査対象への対応回数や郵送の回数、農政局・本省統計部への審査・報告に関する事務回数が 2 回から 1 回に減るため、事務負担軽減になります。
- 3 さらに、今回の変更に対して、省内の利活用部局においては、半期ごとの情報把握が継続されるのであれば、年 1 回にまとめて回答することも差し支えない旨の調整ができています。

遠洋底びき網漁業に係る漁獲成績報告書

農林水産大臣 殿

住所（個人） 又は 主たる事務所の所在地 （法人）	
氏名（個人）又は 名称（法人）	

許可番号		漁船登録番号	
船舶名		漁ろうを指揮監督する者	
総トン数	トン	乗組員数	

報告年月日	年 月 日		
報告対象期間	出港年月日	年 月 日 (港	
	入港年月日	年 月 日 (港	
報告書取扱責任者			
操業区域			
漁業の方法			
操業日数			

[illegible]

- ・資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況

□前回の報告と同じ

☐別添のとおり

- ・最終の損益計算書その他の最近における損益を知ることができる書類

☐別添のとおり

☐前回の報告と同じ

・記載事項の取扱

□上記報告の内容について、国が実施する水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の関係機関へ提供することに同意します。

漁業・養殖業水域別生産統計（令和4年）
1 水域別漁業種類別生産量

漁業種類別	総計	海 面 漁 業																				海面養殖業	内水面漁業・養殖業	単位：t		
		海面漁業合計	大 洋										イ ン ド 洋				太 平 洋									
			計	北西部 (21)	北東部 (27)	中西部 (31)	中東部 (34)	地中海 (37)	南西部 (41)	南東部 (47)	南大洋 (48)	計	西部 (51)	東部 (57)	南大洋 (58)	計	北西部 (61)	北東部 (67)	中西部 (71)	中東部 (77)	南西部 (81)				南東部 (87)	
総計	(1)	3,916,946	2,950,992	25,342	525	3,165	730	11,835	-	15	8,693	379	14,711	5,532	9,179	1	2,910,939	2,723,509	3,365	171,151	3,971	3,452	5,490	911,839	54,115	(1)
海面漁業計	(2)	2,950,992	2,950,992	25,342	525	3,165	730	11,835	-	15	8,693	379	14,711	5,532	9,179	1	2,910,939	2,723,509	3,365	171,151	3,971	3,452	5,490	...	...	(2)
遠洋底びき網	(3)	x	x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	x	x	-	-	x	x	-	-	-	-	-	...	...	(3)
以西底びき網	(4)	x	x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	x	x	-	-	-	-	-	...	...	(4)
1) 沖合底びき網	(5)	227,278	227,278	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	227,278	227,278	-	-	-	-	-	...	...	(5)
小型底びき網	(6)	411,287	411,287	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	411,287	411,287	-	-	-	-	-	...	...	(6)
船びき網	(7)	125,184	125,184	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	125,184	125,184	-	-	-	-	-	...	...	(7)
遠洋かつお・まぐろまき網	(8)	158,839	158,839	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	158,839	-	-	158,839	-	-	-	...	...	(8)
2) 大中型1 そうまき網その他	(9)	680,098	680,098	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	680,098	680,098	-	-	-	-	-	...	...	(9)
大中型2 そうまき網	(10)	33,008	33,008	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,008	33,008	-	-	-	-	-	...	...	(10)
中・小型まき網	(11)	335,192	335,192	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	335,192	335,192	-	-	-	-	-	...	...	(11)
さけ・ます流し網	(12)	787	787	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	787	787	-	-	-	-	-	...	...	(12)
かじき等流し網	(13)	4,620	4,620	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,620	4,620	-	-	-	-	-	...	...	(13)
その他の刺網	(14)	129,627	129,627	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	129,627	129,627	-	-	-	-	-	...	...	(14)
さんま棒受網	(15)	18,339	18,339	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,339	18,339	-	-	-	-	-	...	...	(15)
大型定置網	(16)	260,720	260,720	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	260,720	260,720	-	-	-	-	-	...	...	(16)
さけ定置網	(17)	102,581	102,581	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	102,581	102,581	-	-	-	-	-	...	...	(17)
小型定置網	(18)	72,839	72,839	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	72,839	72,839	-	-	-	-	-	...	...	(18)
その他の網漁業	(19)	30,702	30,702	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30,702	30,702	-	-	-	-	-	...	...	(19)
遠洋まぐろはえ縄	(20)	60,143	60,143	24,345	525	3,165	730	11,835	-	15	8,075	-	x	x	9,179	1	x	x	-	4,796	3,843	2,878	5,490	...	...	(20)
近海まぐろはえ縄	(21)	27,586	27,586	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27,586	23,932	-	3,654	-	-	-	...	...	(21)
沿岸まぐろはえ縄	(22)	3,913	3,913	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,913	3,913	-	-	-	-	-	...	...	(22)
その他のはえ縄	(23)	15,258	15,258	688	-	-	-	-	-	-	309	379	-	-	-	-	14,570	14,570	-	-	-	-	-	...	...	(23)
遠洋かつお一本釣	(24)	33,876	33,876	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33,876	29,441	-	3,862	-	574	-	...	...	(24)
近海かつお一本釣	(25)	14,943	14,943	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,943	14,943	-	-	-	-	-	...	...	(25)
沿岸かつお一本釣	(26)	15,545	15,545	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,545	15,545	-	-	-	-	-	...	...	(26)
3) 沖合いか釣	(27)	7,649	7,649	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,649	4,156	3,365	-	128	-	-	...	...	(27)
沿岸いか釣	(28)	18,810	18,810	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,810	18,810	-	-	-	-	-	...	...	(28)
ひき縄釣	(29)	9,554	9,554	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,554	9,554	-	-	-	-	-	...	...	(29)
その他の釣	(30)	21,928	21,928	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21,928	21,928	-	-	-	-	-	...	...	(30)
4) その他の漁業	(31)	123,503	123,503	309	-	-	-	-	-	-	309	-	-	-	-	-	123,194	123,194	-	-	-	-	-	...	...	(31)
海面養殖業	(32)	911,839	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	911,839	...	(32)
内水面漁業・養殖業	(33)	54,115	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	54,115	(33)

注：1 本統計は、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所及び東北区水産研究所が把握する漁業種類の漁獲量データを基に令和4年漁業・養殖業生産統計結果を国際連合食糧農業機関（FAO）が定める水域区分別に組み替えたものであり、FAO統計に掲載されている数値とは異なる。
2 調査期間は令和4年1月1日から12月31日までとした。なお、遠洋漁業等で年を越えて操業した場合は、陸揚げ等のために港に入港した日の属する年に含めて調査を行っており、FAO統計に掲載されている数値とは異なる（FAO統計では、かつお・まぐろ等について、漁獲成績報告書に基づいた数値を利用し、漁獲した日の属する年に計上されている）。
3 表頭中の（ ）書は、FAOの水域区分番号である。
4 令和元年調査から、以下の漁業種類分類の見直しを行った。
1)は、「沖合底びき網1そうびき」、「沖合底びき網2そうびき」を統合し、「沖合底びき網」とした。
2)は、「大中型まき網1そうまき近海かつお・まぐろ」、「大中型まき網1そうまきその他」を統合し、「大中型まき網1そうまきその他」とした。
3)は、「遠洋いか釣」、「近海いか釣」を統合し、「沖合いか釣」とした。
4)は、「採貝・採藻」、「その他の漁業」を統合し、「その他の漁業」とした。

漁業・養殖業水域別生産統計（令和4年）
2 水域別魚種別生産量

魚 種 別	総計	海面漁業 合計	大 海															イ ン ド 洋				案 平 洋							海面養殖業	内水面漁業・ 養殖業	単位：t																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			計	北西部 (21)		北東部 (27)		中西部 (31)		中東部 (34)		地中海 (37)		南西部 (41)		南東部 (47)		南大洋 (48)		計	西部 (51)		東部 (57)		南大洋 (58)		計	北西部 (61)				北東部 (67)		中西部 (71)		中東部 (77)		南西部 (81)		南東部 (87)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

注：1 本統計は、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所及び東北地区水産研究所が把握する漁業種類の漁獲量データを基に令和4年漁業・養殖業生産統計結果を国際連合食糧農業機関（FAO）が定める水域区分別に組み替えたものであり、FAO統計に掲載されている数値とは異なる。

2 調査期間は令和4年1月1日から12月31日までとした。なお、遠洋

に基づいた数値を利用し、漁獲した日の属する年に計上されている)。

3 表頭中の () 書は、FAOの水域区分番号である。

4 令和元年調査から、以下の漁業種類分類の見直しを行った。

1)は、「ちだい・きだい」を細分化し、「ちだい」、「きだい」とした。

2)は、「くろだい・へだい」を細分化し、「くろだい」、「へだい」とした。

3)は、「その他の水産動物類」から、「なまこ類」を分離した。

4)は、内水面漁業における藻類の漁獲量を含む。

4)は、白水画鑑集における陳類の鑑度重を占む。